体育・スポーツ哲学研究
36－2（2014）．73－82

原著論文

野球部における指導者の勝利追求への責任に関する一考察[1]

大　峰　光　博（早稲田大学大学院）[2]
友　添　秀　則（早稲田大学）[3]

Abstract

Focusing on responsibilities for victory-oriented attitude by coaches who account for the most part of corporal punishments during extracurricular sports club activities in which such punishments have been rampant, we limited subjects in the present study, in particular, to those of baseball clubs which have deep-seated problems of corporal punishments. Objective of the study was to clarify how coaches of clubs in baseball superpower schools or those trying to become such a superpower school, who have been under pressure to pursue victory more than ever, take responsibilities for victory-oriented attitudes based on what kind of logics. We adopted the responsibility concept set up by Omine et al. (2013).

As the results, it has been proved that coaches in baseball superpower schools or those trying to become such a superpower school take structural responsibilities for their victory-oriented attitudes from a sense of responsibility with obligation generated from victory-oriented attitudes ① in association with participation in baseball as a competitive sport, ② expected by those who are involved in baseball clubs and ③ based on educational logics. It has also been suggested that coaches of baseball clubs have such structural characteristics that victory is be positioned as an aspect to be evaluated among others.

Since such responsibility with obligation as not to exert corporal punishment also exists in such settings, on the other hand, it has been suggested that it is a responsibility with obligation for coaches in baseball superpower schools or those trying to become such a superpower to satisfy both responsibility with obligation to pursue victory and not to exert corporal punishment as well.

Keywords: violence, corporal punishment, baseball, obligation

キーワード：暴力，体罰，野球，責務

---

[1] A study of responsibility for pursuit of victory of coach in baseball clubs

[2] Mitsuharu OMINE, Graduate School of Sport Sciences, Waseda University; Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science, 2-579-15, Mikajima, Tokorozawa, Saitama 359-1192　mitsuharu.ohmine@gmail.com

[3] Hidenori TOMOZOE, Faculty of Sport Sciences, Waseda University, 2-579-15, Mikajima, Tokorozawa, Saitama 359-1192

1．緒言

2013（平成 25）年 8 月，文部科学省は，体罰の実態に関する第 2 次報告を発表した[1]．国公私立の小学校，中学校，通信制を除く高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校を対象にした，2012（平成 24）年度に発生した体罰の状況について報告された．発生学校数は 4,152 校であり，中学校において 1,729 の学校が，高等学校において 1,190 の学校で体罰が生じており，全体の 7 割が中学校と高等学校であると報告された．全国の国公私立の中学校と高等学校の学校数（15,721 校）は，その他の国公私立の小学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校を加えた全体の学校数（38,346 校）の 4 割に過ぎない．また，国公私立の中学校と高等学校の教員数（503,003 人）は，その他の国公私立の小学校中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校を加えた全体の教員数（1,011,033 人）の 5 割にも満たない．さらに，中学校と高等学校の体罰の発生数は 5,077 件であり，全体の体罰の発生数が 6,721 件である中，7 割にのぼる[2]．つまり，中学校と高等学校において，体罰が多く生じていると言える．

中学校と高等学校において，最も体罰が多く発生している場面は，部活動である．中学校全体の体罰発生数は 2,805 件であったが，部活動において 1,073 件（38.3％）起こっており，授業中や休み時間と比較しても，最も多い．また，高等学校全体の体罰発生数は 2,272 件であったが，部活動において 948 件（41.7％）起こっており，中学校と同様に，授業中や休み時間と比較しても，最も多いことが見て取れる．

部活動の中でも，特に，運動部活動において体罰が多く発生している可能性がある．なぜなら，中学校で最も多く体罰が発生している場所は運動場・体育館であり，全体の 40.5％である 1,136 件が報告されているからである．高等学校においても同様であり，全体の 42.4％である 964 件が運動場・体育館の場所であると報告されている．しかしながら，部活動以外の授業中，放課後，さらには，休み時間の場面の運動場・体育館で体罰が発生している可能性もある．以下では，文部科学省による，体罰に関する他の調査結果を精査し，さらに，運動部活動の体罰の状況を考察する．

文部科学省によると，2011（平成 23）年度に体罰を行ったことにより当事者責任として懲戒処分を受けた公立学校における小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校の教員数は 126 人であり，訓告等の処分を含めると 404 人であった[3]．中でも，訓告等を含めた懲戒処分を受けた，中学校と高等学校の教員数を算出すると 319 人であった．319 人のうち，部活動の場面における体罰に対して，訓告等を含めた懲戒処分を受けた教員数を算出すると 110 人であった．そのうち，83 人が運動場・体育館での体罰に対して処分を受けている．2010（平成 22）年度の調査結果においても，同様の傾向が報告されている[4]．以上の諸点から，運動部活動において体罰が多く生じていると結論づけられるだろう．

学校教育法 11 条においては「校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる．ただし，体罰を加えることはできない」と規定されている[5]．

体罰を行った教師は，刑事上，民事上，さらには，行政上の罰則を負うことがある[6]．刑事上の罰則としては，体罰の態様によって，刑法 208 条の暴行罪や刑法 204 条の傷害罪が成立する．暴行罪であれば，2 年以下の懲役，もしくは，30 万円以下の罰金または拘留に処せられる．暴行罪や傷害罪は非親告罪であるため，生徒や両親が告訴しなくても，処罰される可能性がある[7]．また，民事上の罰則としては，民法 709 条の不法行為責任に基づき，被害者に対して損害賠償義務を負うことが原則であるが，国公立

学校の教員の場合においては，個人は被害者に対して賠償義務を負わない．一方で，当該教師は，国等が被害者に支払った賠償金に対して，国等から支払いを要求される場合がある．教員が国公立学校の教員である場合には，公務員法上の懲戒処分という行政上の罰則を負うことになる[8]．私立学校の教員である場合は，就業規則による所定の処分を受けることがある．

一方，諸外国に目を転じると，アメリカの“National Coalition to Abolish Corporal Punishment in Schools（NCACPS）”の調べでは，学校における体罰を禁止している国は，2014年1月時点で日本を含む119カ国である[9]．このことからもわかるように，体罰を法的に禁止することは，世界的な潮流となっている[10]．

体罰は法的に禁止されているにも関わらず，特に，運動部活動において体罰の事件が後を絶たないのは，坂本が指摘するように，運動部活動における体罰が一般的に考えられているよりもはるかに根本的で構造的な問題であり，従来のような体罰の非教育性や反道徳性を訴えるだけでは，到底解決しえない問題であるためであろう[11]．

教育再生実行会議の第一次提言においては，部活動における体罰を根絶するために，教員や部活動指導者が勝利至上主義に陥ることがないよう，提言された[12]．このように，体罰を生む要因の1つに，指導者[13]，もしくはチームによる勝利至上主義があるという言説が存在する．しかしながら，勝利至上主義という用語については，論者が厳密な定義を行わず，その意味内容については曖昧さを残したまま使用されるケースが多い．勝利を獲得するために，練習中の体罰や試合中の反則行為など，いかなる手段の行使も是とする考えであるのか，勝利を試合において最も重視されるべき価値の1つとする考えであるのか，もしくは，試合において勝利のみを目指す考えであるのか，詳述されない傾向にある．勝利至上主義の是非を論じると，勝利至上主義はけしからんという意見と，勝利を否定したらスポーツの意味が失われるという意見の対立から水掛け論になるのは[14]，勝利至上主義の多義性も影響しているであろう．

関根は勝利至上主義を，スポーツ以外の価値を手に入れる過程で勝利を唯一の目的として振る舞うという意味として規定し，勝利追求と区分して，体罰について論じている[15]．しかしながら，異なる解釈が与えられる可能性も残っており，勝利至上主義の概念的枠組みを構築することは容易ではない．本研究では，勝利至上主義の概念的枠組みの構築を目指すのではなく，運動部活動における指導者の，勝利追求に対する責任について探求したい．上述したように，運動部活動の指導者が体罰を行使している現状があり，また，過度の勝利追求が体罰を行使させる要因の1つであるとするならば，運動部活動における指導者の勝利追求に対する責任について明らかにすることは，体罰問題に取り組む上で意義があろう．

近年，応用倫理学の領域においては，古典的な責任概念をさまざまな文脈で検討し，現代社会において責任を負うことの可能性と不可能性が問われている[16]．責任は，実践的な倫理の多様な問題に関連しており[17]，スポーツにおける倫理問題にアプローチする上でも，責任概念に着目する可能性について示唆されている[18, 19]．

本研究では，野球部における指導者の勝利追求に対する責任に着目する．様々な運動部において体罰は顕在化しているが，中でも，野球部における体罰は根が深いと考えられるためである．冨江は，大学生を対象に体罰経験を調査し，中学校時に野球部に所属していた者の51.7%が，高校時に野球部に所属していた者の74.2%が体罰を経験していたことを示した[20]．また，日本高等学校野球連盟は，全国の4,032の加盟校を対象に体罰についてのアンケート調査を行い，3,605校（89.4%）が「絶対にすべきでない」という結果が出た一方で，「指導する上で必要」

と答えた学校が393校（9.7％）であった結果を発表した[21]．

本研究では，特に，勝利をより求められる環境にある，野球強豪校[22]，さらには，野球強豪校を目指す学校の部における指導者に対象を限定する．それらの指導者達がいかなる論理から，勝利追求に対して責任を負うのかを明らかにすることを目的とする．

以下では，まず，本研究の分析視点である，責任概念を設定する．次に，設定した責任概念を分析視点として，野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者が，いかなる論理から勝利追求に対して責任を負っているのかを明らかにする．最終的に，野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者が，勝利追求に対して構造的に責任を負いつつも，体罰を行使しない責任との両立が求められる点を示す．

2．責任概念という分析枠組み

本研究では，大峰ら[23]において設定された責任概念を援用する．大峰らは野球の報復死球という倫理問題を論じる上で，責任概念に着目している．瀧川[24]において規定された責務責任概念に，Sandel[25]によって示唆された連帯の責務の概念を加えることによって，分析枠組みが設定されている．

瀧川の責務責任とは，人がある立場・地位・役割を占めることによって発生する責務であり，Rawls[26]によって示された義務と責務を含む，より一般的な「務め」というべき意味である[27]．ただし，すべての義務が含まれるわけではなく，継続した配慮と注意を要求されない，短期間で単純な事柄に関する義務は含まれない．他者に危害を加えたり，傷つけたりしてはならない義務は，責務責任に包含される．一方で，Rawlsの規定する責務は，人々による合意が存在したかという点や，誰とどのような条件で合意したかによって決まる点に特徴がある[28]．

Sandelによる連帯の責務は，人々による合意が存在したかという点に基づいていない[29]．Sandelは，個人の道徳的アイデンティティを家族，近隣，都市などの諸共同体の一員であることをとおして見出す必要があり，連帯の責務は一定の歴史を共有する諸共同体の人間に対して課されるとする．

瀧川による責務責任の規定に，Sandelによる連帯の責務の考えを加えた責務概念を，本研究の分析枠組みとする．責務責任の概念は絶対的な原理ではなく，大峰らが野球の報復死球という倫理問題を論じる上で用いたように，問題状況の理解を深め，考察を進めるためのツールとして位置づけられる．このような視座は，体罰問題に対してこれまで着目されてこなかった，個人は合意していない点に対しても責任を負うという，コミュニタリアニズム[30]の観点が包含されているため，野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者の勝利追求に対して負う責任を明らかにする上で，新たな知見が得られる可能性がある．

3．野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者が負う勝利追求に対する責務責任の検討

3.1．野球という競技スポーツへの参加によって生じる勝利追求の責務責任

久保は，競技スポーツとはスポーツにおいて勝敗を競うことを主とする活動であり，複数の人間や集団が互いに勝利を追求するところに成立する点を指摘している[31]．川谷も，競技スポーツは本質的に競争という側面を持っており，競技スポーツに参加する者は勝利という結果を追求せざるを得ないと述べる[32]．競技スポーツの目的は強さ（身体能力の卓越性）の比較にあり，その目的を達成するために競技者がまずすべきことは，ルールの範囲内で勝利を追求すること

である[33].

野球の「公認野球規則」においては，相手チームより多くの得点を記録し，勝つことが目的として記述されている[34]. プレイヤーや指導者は，野球規則に合意して，試合に参加している．つまり，プレイヤーや指導者といった試合への参加者は，ルールに則って勝利追求を行う責務責任があると言える.

3.2. 野球部に関わる人々の勝利追求への期待から生じる責務責任

久保は，競技集団におけるコーチは集団における共同の目標達成のための任務として，選手達の競技力向上と試合の勝利追求という役割を持っており，勝利追求という行為はコーチの正当な行為であると指摘する[35].

一方で，コーチの勝利追求の役割は，プロスポーツと部活動のような異なる競技レベルにおいては，変わってくる点を留意しておく必要がある．Simon は，勝利することが唯一の，コーチにおける倫理的責務（ethical obligation）ではないと主張する[36]．スポーツにおける様々なレベルにおいては，主要な責務にさえなり得ない可能性がある点を指摘する．例えば，幼児にスポーツの指導を行う際には，基礎的な身体的スキル，年齢に適した戦略，ゲーム認知，さらには，生涯にわたって持ち越される可能性があるゲームへの興奮を教えることが，勝利追求よりも重要であると述べる.

しかしながら，本研究の対象である野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者は，幼児に野球を指導しているのではなく，依然として，勝利することが倫理的責務の１つであり，評価される規準の１つであると言える．なぜなら，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者に対しては，当該運動部に関わる人々から，勝利追求への期待がかけられるケースがあるためである.

Coakley は，高校や大学のコーチに期待をする人々として，「学校管理者（学校の経営者）」，「国内の運動競技組織とコーチ組織」，「運動競技の部長（athletic director）」，「同僚のコーチ」，「サポートスタッフ」，「教職員と学生」，「ファン，特に卒業生，学生，後援会」，「報道関係者の職員」，「プイレヤーの両親」，「プレイヤー」をあげている[37]．Coakley の指摘は，野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者にも該当すると考えられる.

日本の高等学校では，進展する少子化の中で，受験生集めに学校の経営者は頭を悩ましており，受験生を１人でも多く集める知名度と魅力を獲得するために，スポーツで名を上げることが有効な手段となっている現実がある[38]．学校のメディアバリューがスポーツによって与えられやすいのは，現代のスポーツがトーナメント方式を採用することによって，明確な結果を与える競争の形式を持っているためであろう[39]. 学校の経営者や教職員は，自校の存続のためにも，部活動の指導者に対して，勝利への期待をかける．特に，野球部は他の競技の部活動と比較すると，大きな広告効果を持っているため，より大きな期待が指導者に向けられる現実がある．笹川スポーツ財団の調べでは，種目別の直接スポーツ観戦率[40]において，高校野球はプロ野球についで２位（6.4%）であり，Ｊリーグ（5.2%）やマラソン・駅伝（4.7%）より高い観戦率が報告されている[41]．野球強豪校と，野球強豪校を目指す部においては，学校の経営者や教職員から，指導者への勝利追求の期待が存在すると言える.

また，プレイヤーやその保護者にとっても，有名大学への進学のために，全国大会で優秀な成績を収めることの期待が指導者に向けられる現実もある．もちろん，外在的な目的だけでなく，内在的な目的からも勝利を指導者に期待するプレイヤーも存在する．運動部活動のプレイヤーが指導者に対して抱く期待について，鳶野[42]は示唆に富んだ指摘を行っている．試合

で好成績を目指すことを「望ましさ」として内面化したプレイヤーは，指導者が練習において，部員に対する怒声や罵倒を含む乱暴な扱いをいっさい排し，終始温和で穏やかな態度で臨むとすれば，部員の中にはさらに厳しい指導を要求してくる者が現れてくる点について言及している[43]．なぜなら，終始温和で穏やかな態度で臨む指導者に対して，目指すべき目標としての勝利や，好成績獲得への意欲が弛緩した姿をプレイヤーが見いだすためであるという．プレイヤーは目指すべき目標としての「望ましさ」の価値的な重みを感じ取ろうとして，心身に響いてくる激しさや厳しさを，指導者に求めていく点を指摘している．

以上の諸点から，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者は，様々な立場の人々から勝利期待の凝集点として位置づけられ，その期待に反応し突き動かされる行為媒体として捉えられる可能性がある[44]．運動部活動はプレイヤーとその保護者，学校の経営者，さらには，卒業生や後援会などからの参加や支援によって成り立っている側面もあり，指導者は運動部活動の関係者からの期待や要求に応える責任を持つ可能性がある．しかしながら，指導者は運動部活動に関わる人々からの勝利への期待や要求に応えることに必ずしも合意しているわけではないため，Rawls による責務の考え方からは，勝利追求の要求に対する責務責任は導かれないと考えられる．

一方で，Sandel による連帯の責務の考え方に基づけば，個人は社会的・歴史的な役割から分離不可能とされるため，運動部活動という共同体の一員であることを通して，責務を負うことになる．運動部活動の一員として指導者であることは，当該運動部という共同体を構成する者が互いに負う連帯の責務を要求する．運動部活動に属することによって生じる連帯の責務は，Sandel が指摘したように，自発的な合意を必要としない責務である．ゆえに，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者は，当該運動部に関わる人々からもたらされる，勝利への期待や要求に対して，責務責任を負うことになる．合意はない可能性がある一方で，連帯の責務からもたらされる，試合で勝利追求を行う責務責任が存在していると言える．

3.3. 教育の論理から生じる勝利追求の責務責任

運動部活動は「競技的空間」に存在しているだけでなく，学校という「教育的空間」にも存在している[45]．教育の論理は，勝利追求とは逆のベクトルにあると解釈されるケースもあり，指導者の勝利追求に対する責務責任を抑止する側面もある．しかしながら，教育の論理の中に，勝利追求という価値が存在しないわけではない．

保健体育編・体育編の高等学校学習指導要領解説においては，「勝敗などを冷静に受け止め，ルールやマナーを大切」にすることが体育の目標として記され[46]，また，球技においては，「勝敗を競う楽しさや喜びを深く味わう」ことも求められている[47]．球技において勝敗を競う楽しさや喜びを深く味わうことは，保健体育編の中学校学習指導要領解説においても記されている[48]．さらに，運動部については，勝つことのみを目指した活動とならないよう留意することが求められているが[49]，勝利追求という価値は否定されてはいない．

部活動は学校教育の一貫として，教育課程との関連が図られるよう留意することが示されていることからも[50]，部活動における指導者は部員に対して，勝つことを目指した結果生じた勝敗を冷静に受け止めさせるとともに，勝敗を競う楽しさや喜びを味あわせることが求められていると言える．つまり，教育の論理と勝利追求は，必ずしも相反関係ではないと言える．教育の論理と相反関係にあるのは，ルールやマナーを大切にしないで勝利を追求させ，勝敗を競う楽しさや喜びを味あわせない取り組みである．

運動部活動における指導者には，教育の論理からも，試合で勝利を追求させ，その楽しさや喜びをプレイヤーに教える責務責任が存在していると言える．

3.4. 勝利追求の責務責任と体罰を行使しない責務責任の両立の必要性

以上の諸点から，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者は，野球という競技スポーツへの参加によって生じる勝利追求の責務責任，野球部に関わる人々の勝利追求への期待から生じる責務責任，教育の論理から生じる勝利追求の責務責任から，構造的に勝利追求に対して責務責任を負っていると言える．

一方で，野球強豪校を目指さない部の指導者においても，類似した構造があると言える．なぜなら，野球という競技スポーツへの参加によって生じる勝利追求の責務責任と教育の論理から生じる勝利追求への責務責任は，すべての日本の野球部において該当するためである．また，野球部に関わる人々の勝利追求への期待も，少なくない部において存在すると言えるであろう．つまり，野球部の指導者に対して，勝利を重視されるべき価値として位置づけさせる構造的特質が，存していると言える．

しかしながら，勝利追求に対する責務責任があるからといって，体罰を行って勝利追求を行うことを是とする結論には帰結しない．なぜなら，部活動における指導者は，部員に危害を加えたり，傷つけたりしてはならない責務責任を負っているためである．勝利追求と体罰を行使しないことを両立させることが[51]，野球部における指導者の責務責任であると言えよう．

4．まとめと今後の課題

本研究は，体罰が多く発生している運動部活動において，体罰を行使する主体である指導者の勝利追求に対する責任に着目した．中でも，体罰問題が根深い野球部に対象を限定して，勝利をより求められる環境にある野球強豪校と野球強豪校を目指す学校の部における指導者が，いかなる論理から勝利追求に対して責任を負っているのかを明らかにすることを目的とした．分析枠組みとしては，大峰らにおいて設定された責任概念を用いた．

結果としては，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者は，野球という競技スポーツへの参加によって生じる勝利追求の責務責任，野球部に関わる人々の勝利追求への期待から生じる責務責任，教育の論理から生じる勝利追求への責務責任から，勝利追求に対する責務責任を負っていたことが明らかにされた．野球部の指導者に対して，勝利を重視されるべき価値として位置づけさせる構造的特質が，存している点が示唆された．一方で，体罰を行使しない責務責任も存在し，勝利追求の責務責任と両立させることが，野球強豪校と野球強豪校を目指す部における指導者の責務責任であると示唆された．

運動部活動の体罰の抜本的な解決に際しては，体罰の非道徳性を訴え，指導者の資質向上を図るだけでなく，構造的に指導者が負っている勝利追求に対する責務責任を，体罰につながらせないための具体的な方略を模索していくことが求められていると言える．そのためにも，どのような種類の勝利の追求が体罰を生み出すか，もしくは，生み出さないかの論理の解明が今後の課題となろう．

付記

本研究は，科学研究費補助金（特別研究奨励費，課題番号：25・57093）の助成を得て行われたものである．

注および引用・参照文献

1) 2013（平成25）年4月に発表された第1次報告においては，公立学校における体罰の

状況のみが報告されていた．第2次報告は，第1次報告での事案も含めた，国公私立学校に係る最終的な集計結果である．児童生徒や保護者への調査といった手法も用いられ，体罰の実態把握が試みられた．
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf,（参照日2014年3月18日）．
しかしながら，調査方法や体罰の解釈が各教育委員会に任せられたため，自治体ごとに人数のばらつきが目立っており，調査の精度や継続性には課題が残っている．朝日新聞（2013）8月10日　朝刊．

2) 体罰の発生件数を教員数で割った体罰の発生率は，中学校で最も高く（0.96％），次に高等学校で高い結果（0.71％）が報告された．

3) ただし，この調査結果は，あくまでも公立学校の教員に限定されたものであり，外部指導者と私立学校の教員による体罰の結果については反映されていない．
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/02/21/1331127_04.pdf,（参照日2014年3月18日）．

4) 2010（平成22）年度に，中学校と高等学校において体罰を行ったことにより，訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教員数を算出すると273人であった．そのうち，87人が部活動の場面における体罰に対して処分を受けている．中でも，64人が運動場・体育館での体罰に対して処分を受けており，2011（平成23）年度と同様の傾向がみてとれる．
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2011/12/22/1314343_04.pdf,（参照日2014年3月18日）．

5) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html,（参照日2014年3月18日）．

6) 永岡秀一（2011）部活動などの教育活動と体罰問題．Sportsmedicine，23（6）：37 - 38.

7) ただし，暴行罪に当るような体罰であり，刑事続きに乗ったとしても，書類送検や罰金刑で終わってしまうケースが大半であり，禁固以上の刑にはまずならない現実がある．藤井誠二（2013）体罰はなぜなくならないのか．幻冬舎：東京，p.179.

8) 体罰を起こした教員に対する，行政上の処分についても問題は存在する．藤井は，上記した2011（平成23）年度に体罰を行ったことにより当事者責任として懲戒処分を受けた教員の処分内容についてふれ，懲戒に含まれない訓告処分者が全体の7割近く（278人）であり，また，免職がゼロであることを指摘し，その処分の甘さを指摘している．同上書，p.172．さらに，どの程度の体罰が停職や免職になるという物差しは存在せず，各自治体によって扱いの差が大きい点も指摘している．同上書，pp.175 - 178．上記した，2013（平成25）年8月に文部科学省が発表した，体罰の実態に関する第2次報告においては，8月時点で中学校において懲戒処分を行った件数は68，訓告等は1,288であり，また，高等学校では懲戒処分の件数は70，訓告等は518である．しかしながら，行政罰や刑事罰の適用の問題については，今後の課題としたい．

9) http://www.stophitting.com/index.php?page=laws-main,（参照日2014年3月18日）．

10) 片山紀子（2008）アメリカ合衆国における学校体罰の研究：懲戒制度と規律に関する歴史的・実証的研究．風間書房：東京，pp.54 - 55.

11) 坂本拓弥（2012）運動部活動における身体

性：体罰の継続性に着目して．体育・スポーツ哲学研究，33（2）：69.

12) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku-saisei/pdf/dai1_1.pdf,（参照日 2014 年 3 月 18 日）.

13) 本研究では，指導者に該当する者は，学校の教員と外部指導者とする.

14) 関根正美（2013）体罰の温床・勝利至上主義とフェアプレイの狭間．体育科教育，61（11）：38.

15) 同上論文，pp.38 - 41.

16) 馬渕浩二（2010）倫理空間の地形図：倫理的に振る舞うとはどのようなものか．篠澤和久・馬渕浩二編　倫理学の地図．ナカニシヤ出版：京都，p.173.

17) Williams, G.（2012）Responsibility. In: Chadwick, R.（Ed.）Encyclopedia of applied ethics（2nd ed.）. Academic Press: London, p.827.

18) レンク・ピルツ：関根正美・深澤浩洋・窪田奈希左・笛木寛訳（2000）フェアネスの表と裏．不昧堂：東京.

19) 大峰光博・友添秀則・長島和幸（2013）野球における報復死球の是非について：責任概念からの検討をとおして．体育学研究，58（2）：473 - 482.

20) 冨江英俊（2009）体罰に関する意識と運動部活動経験との関連：体育教師志望者を対象とした調査．日本女子体育大学紀要，39：69 - 77．冨江は，他の体罰に関する調査においても，中学校時に野球部に所属していた者の 48.8% が，高校時に野球部に所属していた者の 67.4% が，体罰を経験していたことを示している．冨江英俊（2008）中学校・高等学校の運動部活動における体罰．埼玉学園大学紀要 人間学部篇，8：221-227.

21) 毎日新聞（2013）6 月 21 日　朝刊.

22) 野球強豪校とは，全国大会に出場経験がある学校とする.

23) 大峰光博・友添秀則・長島和幸（2013）.

24) 瀧川裕英（2003）責任の意味と制度．勁草書房：東京.

25) Sandel, M. J.（2009）Justice: What's the right thing to do? Farrar, Straus and Giroux: New York. 鬼澤忍訳（2010）これからの「正義」の話をしよう：いまを生き延びるための哲学．早川書房：東京.

26) Rawls, J.(1999) A theory of justice(Revised ed.). Harvard University Press: Cambridge. 川本隆史・福間聡・神島裕子訳（2010）正義論（改訂版）．紀伊國屋：東京.

27) 瀧川裕英（2003），pp.36 - 37.

28) Rawls, J.（1999）, p.301. ロールズ（2010），p.453.

29) Sandel, M. J.(2009), p.225. サンデル(2010), p.291.

30) 本研究で用いるコミュニタリアニズムの概念は，ある特定の時代の特定の地域における多数派の考えを肯定する多数派主義的・相対主義的な立場ではない．個人は家族，国家，コミュニティなど，様々な具体的属性を負うことによって常に他者との関係性にあるとする立場であり，関係性から切り離された自由で独立した自己があるとする考えへの批判的な立場を意味する．サンデル：金原恭子・小林正弥監訳（2010）民主政の不満：公共哲学を求めるアメリカ（上）手続き的共和国の憲法．勁草書房：東京，pp.217 - 218.

31) 久保正秋（2010）体育・スポーツの哲学的見方．東海大学出版会：神奈川，pp.205 - 206.

32) 川谷茂樹（2008）勝利至上主義．加藤尚武編　応用倫理学事典．丸善：東京，p.856.

33) 同上書，p.857.

34) 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野

球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2013）公認野球規則　2012 Official Baseball Rules．ベースボールマガジン社：東京，p.1.

35) 久保正秋（2010）体育・スポーツの哲学的見方．東海大学出版会：神奈川，p.207.

36) Simon, R. L.（2013）The ethical coach: An interpretive account of the ethics of coaching. In: Simon, R. L.（Ed.）The ethics of coaching sports: Moral, social, and legal issue. Westview Press: Boulder, p.45.

37) Coakley, J. J.（1986）Sport in society: Issues and controversies（2nd ed.）. Times Mirror/ Mosby College Publishing: St Louis, p.303.

38) 友添秀則（2013）学校運動部の課題とは何か．友添秀則・清水諭編　現代スポーツ評論 28．創文企画：東京，p.13.

39) 菊幸一（2013）スポーツと暴力の関係･歴史：スポーツは極めて暴力的だった!?．菅原哲朗・望月浩一郎・伊藤卓・大橋卓生・境田正樹・松本泰介・入澤充編　スポーツにおける真の勝利：暴力に頼らない指導．エイデル研究所：東京，p.47.

40) 直接スポーツ観戦率とは，過去 1 年間に野球場や体育館などに足を運んで，スポーツの試合を観た人の割合を意味する．

41) 海老原修・小林優子・佐野信子・澤井和彦・高峰修・仲澤眞・松尾哲矢・渡邉一利・澁谷茂樹・工藤保子・藤原直幸・武長理栄編（2012）スポーツライフ･データ 2012：スポーツライフに関する調査報告書．笹川スポーツ財団：東京，p.88.

42) 鳶野克己（2008）暴力の教育的擬態を越えて．谷徹ほか著　暴力と人間存在．筑摩書房：東京，pp.111 ‐ 131.

43) 同上書，pp.121 ‐ 125.

44) 丸山は教師を，教室の外から寄せられる教育期待の凝集点であり，その期待に反応し突き動かされる行為媒体として捉えている．教師は自ら行為を選択し決断しているように見えるが，その選択基準の多くは，現場の外から教育期待として与えられたものであると指摘する．教師は責務を果たすというかたちで，外からの教育期待に突き動かされる行為媒体であるという．丸山恭司（2005）教育現場の暴力性と学習者の他者性．越智貢・金井淑子・川本隆史・高橋久一郎・中岡成文・丸山徳次・水谷雅彦編 岩波応用倫理学講義 6 教育．岩波書店：東京，pp.117 ‐ 119.

45) 久保正秋（2010）体育・スポーツの哲学的見方．東海大学出版会：神奈川，p.263.

46) 文部科学省（2009）高等学校学習指導要領解説　保健体育編･体育編．東山書房：京都，p.15.

47) 同上書，p.63.

48) 文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説　保健体育編．東山書房：京都，p.93.

49) 同上書，p.171.

50) 同上書，pp.170 ‐ 171.

51) 藤井も，勝利を目指すという目的と，体罰を否定することが両立する点を指摘している．藤井誠二（2013），p.159.

受付　2014 年 3 月 26 日
受理　2014 年 6 月 12 日